

令和3年9月29日（水）

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による 地域福祉振興施設の夜間帯貸出再開について

緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年10月1日利用分から、夜間の貸出を再開いたします。但し、東京都におけるリバウンド措置の実施に基づき、貸出時間は午後9時までとさせていただきます。  
※貸出時間短縮による使用料の減免はございません。

ご利用の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

### 【注意】

- 取消の手続きは施設側で行います。施設予約システム上からご自身で取消さないでください。
- また、窓口で使用料を現金で納めた方は、使用する施設の窓口「使用承認書」と「領収証」「印鑑」を持参して手続きしてください。

夜間帯貸出 午後9時まで	令和3年10月1日（金） ～10月24日（日）
取消の取り扱い	施設側で、取消料なしで取消いたします。 （窓口で使用料を納めていただいた方には、 全額還付いたします。）

（上記以外の期間の対応について）

取消の取り扱い	新型コロナウイルス対策を理由とする場合は、取消料なしで取消いたします。 ➤取消を行う場合は、 必ず使用する施設へご連絡ください。
持参いただくもの ※窓口で使用料を納めて いただいた方	■使用承認書 ■領収書 ■印鑑

※上記の取扱いは、今後の感染の拡大状況等を踏まえ、変更になる場合があります。  
ご不明な点は、各施設窓口へお問い合わせください。

文京福祉センター江戸川橋 03-5940-2901